

議第225号

令和7年度京都市高速鉄道事業特別会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度京都市高速鉄道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 令和7年度京都市高速鉄道事業特別会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科 目)	(既決予定額) 千円	(補正予定額) 千円	(計) 千円
第1款 資 本 的 収 入	22,138,000	58,000	22,196,000
第1項 企 業 債	17,874,000	29,000	17,903,000
第2項 補 助 金	2,887,758	17,000	2,904,758
第3項 出 資 金	1,275,000	12,000	1,287,000

支 出

(科 目)	(既決予定額) 千円	(補正予定額) 千円	(計) 千円
第1款 資 本 的 支 出	41,356,000	58,000	41,414,000
第1項 建 設 改 良 費	6,475,023	58,000	6,533,023

(企業債の補正)

第3条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	既決予定額	補正予定額	計			
高速鉄道事業建設改良費	千円 5,031,000	千円 29,000	千円 5,060,000	発行価格が額面金額を下回ることは、その発行価格差額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	8.0以内 ただし、利見直し方入式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金は、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後における利
計	7,103,000	29,000	7,132,000			起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合によっては、繰上償還ができる。

(他会計からの補助金の補正)

第4条 予算第9条中「4,875,000千円」を「4,884,000千円」に改める。

(他会計からの出資金の補正)

第5条 予算第10条中「1,275,000千円」を「1,287,000千円」に改める。

令和8年2月16日提出

京都市长 松井孝治

提案理由

建設改良に要する経費等を補正する必要があるので提案する。